平成２２年（フ）第１４８号
熊本市南熊本１丁目９番12―８号
債務者　緒方　絹代
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５３号
熊本市長嶺南６丁目15番43―102号
債務者　江嶋　悦生
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５４号
熊本市長嶺南６丁目15番43―102号
債務者　江嶋　清美
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６３号
大分県日田市大字三和160番地２　天神コーポ203号
債務者　伊津見フミヱ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６４号
静岡県熱海市桜木町２番８号　熱海後楽園ホテル桜木町社員寮
債務者　伊津見純子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５９６号
大阪市旭区太子橋３丁目２番１―811号
債務者　藤井　康彰
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２６号
大阪府枚方市池之宮２丁目21番５号
債務者　塩谷　裕嗣
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５５号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―102号
債務者　栗原　英雄
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７０号
大阪市東淀川区大桐３丁目２番４―301号
債務者　大嶋　　恵（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０９１号
大阪府茨木市沢良宜西４丁目17番18号
債務者　篠崎　隆二
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４００号
釧路市愛国西１丁目７番３号　トマトハイツ１Ａ―Ａ
債務者　小林　麻里
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
釧路市旭町29番３号
債務者　成田　　洋
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２号
栃木県宇都宮市石井町902番地５
債務者　鱒渕　和子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅７号棟5072号室
債務者　荒川　麻美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８６号
栃木県那須塩原市一区町238番地17　ハイランド吉田Ａ―２号
債務者　八木澤浩伸
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８７号
栃木県那須塩原市一区町238番地17　ハイランド吉田Ａ―２号
債務者　八木澤美香
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係